

町会・商店会の街灯 補助金増額条例を準備

日本共産党

港区議員団ニュース

2006年11月号外

〒105-8511

日本共産党港区議員団
港区芝公園1-5-25電話 357812945
FAX 357812947E-mail mail@cp-mi.natokugi.dan.gr.jp
URL <http://www.jp-cp-mi.natokugi.dan.gr.jp/>

主要4会派が一致し区へ制度充実の申し入れ

6名の日本共産党区議団

「負担にならないように受け止めさせて頂く」

区長が表明

町会や商店街の街灯、防犯灯の維持管理費用は、区の助成制度がありますが、全額助成となっていません。現在の区の助成は、町会の防犯灯については、一基あたり六、二〇〇円の補助です。

商店街灯への区の補助基準は、三〇メートルごとに設置する基準で、道路の幅によって二通りの基準があります。左の表に示すように、町会、商店会に、維持管理費用の負担がかかっています。

町会の防犯灯、商店街の街灯は、街のコミュニティにとっても防犯上も大きな役割があります。

「町会・商店会の負担軽減を」
決算委員会で質問

党区議団は、町会・商店街の費用負担を「大幅に軽減する対策をとるべき

町会・商店会の現在の街灯などの負担額(年)

A町会(防犯灯10基保有)
維持管理経費 85,268円
区の補助額 62,000円
町会の負担額 23,268円

B商店会(装飾灯12基保有)
維持管理経費 209,724円
区の補助額 76,800円
商店会の負担額 132,924円

だ」と決算委員会で質問しました。区は、「現在補助金の検討をおこなっており防犯灯の電気代補助については、その中で整理していきたい」と答えましたが、実施するとは明言しませんでした。

条例を準備し全会派へ
共同の呼びかけ

党区議団は、町会と商店会の負担をなくすために、「港区商店会の装飾灯及び町会又は自治会の防犯灯に係る補助金の交付に関する条例」を準備。内容は、商店会と町会の負担を無くす補助の実施を定めるものです。

すべての会派に共同して提案できるよう呼びかけました。多くの会派から「検討に値する」などの反応がありました。そして「現行の要綱を改正して実施することもできる」との協議がまとまり、主要4会派(自民、共産、公明、民主)が一致して区長へ申し入れることになりました。

区長は、申し入れに対して、「(町会・商店会)の負担にならないように受け止めさせていただく」と答えました。

党区議団の条例準備と呼びかけによって電気代と維持管理費用の実費補助が実施に向け動き出しました。

確実な実施に向け奮闘します。また町会補助金の増額についても要求し実現させるため頑張ります。

無料なんでも相談 毎月、行っています。お問い合わせ、お申し込みは港区議員団まで。